

入札説明書

京都府教員PR動画広告業務に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和6年12月20日

2 契約担当者

京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）

3 担当部局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府庁第3号館6階

京都府教育庁管理部教職員企画課企画調整係

電話番号 (075) 414-5788

4 入札に関する事項

(1) 業務の名称

京都府教員PR動画広告業務

(2) 業務の仕様等

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書のとおり

5 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出し資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 申請書の提出期間の属する年の1月1日（以下「審査基準日」という。）において直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- エ 過去 5 年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
- (ア) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (イ) 次のいずれかに該当する者
- a 法人の役員等（法人の支店又は営業所を代表する者で役員以外のものを含む。）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- e 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- カ 前記オに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- キ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者（その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）
- ク 京都府内に営業所等の設置をしていない者
- ケ 個人情報保護が適切に行われていると認められない者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

7 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付場所

3 に同じ。

イ 入手方法等

(ア) 原則として、令和 6 年 12 月 20 日（金）から令和 7 年 1 月 17 日（金）までの間に、京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

(イ) 窓口交付を希望する場合は、令和 6 年 12 月 20 日（金）から令和 7 年 1 月 17 日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、(1)アに記載の場所へ

問い合わせの上、入手すること。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月17日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 提出場所

(1)アに同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
の間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着すること。

(3) 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者は「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからエ及びカの書類を省略することができる。

ア 法人にあっては登記簿謄本及び定款又は寄附行為、個人にあってはその者が施行令第167条の4の規定に該当しないことを証する証明書

イ 府税納税証明書（第2号様式（その2））

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書（第3号様式）

オ 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧（第4号様式）

カ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書、余剰金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し

キ 取引使用印鑑届（第5号様式）

ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（第6号様式）

ケ 個人情報の取扱いに関する調書（第7号様式）

コ 誓約書（第8号様式）

サ 事業実施体制（第9号様式）

(4) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない

い。

8 参加資格を有する者の名簿への登載等

5及び6について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府教員PR動画広告業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

9 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請者に文書で通知する。

10 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、9による資格審査の結果を通知した日から令和7年3月31日までとする。

11 参加資格に係る変更届

申請書を提出した者（8の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第10号様式）により当該変更に係る事項を教育長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名
- (5) 取引使用印鑑

12 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（5又は6の各号に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（第11号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査

し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

13 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者について当該資格を取り消し、3年間指名競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又はその品質、内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 一般競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げたとき。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当し、一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

14 入札手続等

- (1) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和7年1月31日（金）午前10時から
 - イ 場所
京都府庁第3号館地下1階 第1会議室
京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
- (2) 入札方法
 - ア 入札書（第12号様式）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
 - イ 代理人が入札する場合は、委任状（第13号様式）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。
 - ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、4の(1)の業務の名称及び「入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部

を封印する。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

ケ 京都府の競争入札についての確約書（第14号様式）を持参し、入札時刻までに提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者(失格者を含む。)は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした者の入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ケ その他入札条件に違反した入札
- コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

15 入札保証金

免除する。

16 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

17 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、規則第159条第2項に該当する場合は契約保証金を免除する。

18 契約書の作成の要否

要（別紙契約書案により作成するものとする。）

19 その他

- (1) 1から18までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。

20 質問回答について

- (1) 業務の仕様等に関する質問は、別に定める質問用紙に記入し、京都府教育庁管理部教職員企画課まで持参するかファクシミリで送付すること。
特に連絡のない場合は、質問なしとみなす。

ア 提出期限

令和7年1月17日（金）午後5時まで

イ 提出先

京都府教育庁管理部教職員企画課企画調整係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 京都府庁第3号館6階

電話番号 (075)414-5788

FAX番号 (075)414-5801

ウ 回答書の交付

(ア) 日時

令和7年1月24日（金）

(イ) 回答方法

京都府教育委員会ホームページに掲載

- (2) 質問・回答の取扱い

質問・回答は仕様書の一部として入札条件とする。